

平成29年度

京都次世代ものづくり産業雇用創出プロジェクト

「全員参加型」イノベーション創造支援事業

高度専門家派遣支援

募 集 要 領

※申請受付 平成29年4月10日(月)～〈随時受付〉

提出及びお問い合わせ先

(公財) 京都産業21
京都次世代ものづくり産業雇用創出プロジェクト推進センター

〒600-8813

京都市下京区中堂寺南町 134 京都府産業支援センター内
TEL : 075-315-9061 / FAX : 075-315-9062

公益財団法人 京都産業21

1 事業目的

本事業は、公益財団法人京都産業21（以下「財団」という。）が、京都府の補助を受けて実施するもので、事業拡大や新分野進出、第二創業など、新たなイノベーションに取り組む中小企業者を対象に、経営や技術の様々な課題に対して高度専門家の派遣による支援を行うことにより、当該事業者の成長・発展を通じて、正規雇用の創出・拡大を図ることを目的としています。

※高度専門家とは、大手企業等の経営・技術幹部、工場長、部門責任者等の経験者や中小企業支援の経験を積んだコンサルタント会社やエンジニアリング会社の幹部、中小企業診断士、社会保険労務士など、各分野での高度かつ専門的な技術や技能、知識、ノウハウ等を有する者を想定しています。

※正規雇用とは、「使用者と労働者が直接雇用契約を締結し、労働者が使用者のもと常勤で就業規則に定める就業時間をフルタイムで従業する期間を定めない雇用形態」をいいます。

2 対象者

次のすべてに該当する者とします。

- (1) 京都府内に主たる事業所を有する中小企業者
- (2) 中小企業基本法第2条第1項（昭和38年法律第154号）に規定する会社及び個人のうち、「次世代ものづくり産業分野」（※1）に該当する者又は当該産業分野に新たに進出しようとする者（※2）

※1 「次世代ものづくり産業分野」

統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類中分類に基づき指定する23業種（別記1参照）

※2 新たに進出しようとする者

具体的な事業計画を有し、事業の実現可能性が認められる場合に限る。

■中小企業者の要件（別記2参照）

| 主たる事業として営んでいる業種 | 資本金基準 (資本金の額又は出資の総額) | 従業員基準 (常時使用する従業員数) |
|-----------------|-------------------------|-----------------------|
| 製造業 | 3億円以下 | 300人以下 |
| サービス業 | 5千万円以下 | 100人以下 |

※資本金基準、従業員基準のいずれか一方の基準を満たせば対象となります。

※常時雇用する従業員には、事業主、法人の役員、臨時の従業員は含みません。

3 派遣する専門家

次のような分野の専門家を想定しています。これ以外についても、ご相談ください。

| | |
|----|----------------------------|
| 経営 | 経営戦略策定、事業計画策定、事業アライアンス構築 |
| 技術 | 新技術開発、試作品開発、新商品開発、品質・生産管理 |
| 販売 | 販路開拓、マーケティング戦略、海外展開、ブランド構築 |

※派遣する専門家は、財団が関係機関等とのネットワークを活用し、支援内容に合致した専門家を推薦するほか、申請者の提案・希望等によることも可能です。

4 支援内容

高度専門家の派遣に要する費用（謝金、旅費）の3分の2を財団が支援します。

ただし、派遣時間は50時間、派遣に要する経費は90万円を限度とします。
なお、謝金は1時間当たり12,000円が基本単価となります。旅費は財団の規定に基づき算定します。

また、派遣費用は、事業実施報告書承認後の精算払いとします。

5 受付期間

随時受付をします。

ただし、本年度の予算に達した時点で終了となりますので、予めご了承ください。

6 応募方法

「高度専門家派遣支援事業申請書」（様式1）（以下「事業申請書」）に必要な事項を記入し、下記あて持参又は郵送により提出してください。なお、申請に際しては、必ず事前にご相談をお願いします。

※提出先：（公財）京都産業21

京都次世代ものづくり産業雇用創出プロジェクト推進センター

（最寄駅：JR丹波口駅から西へ徒歩3分）

〒600-8813

京都市下京区中堂寺南町134 京都府産業支援センター内

TEL：075-315-9061 FAX：075-315-9062

E-mail koyop@ki21.jp

※事業申請書を持参される場合の受付時間は、土、日、祝日、年末年始を除く、平日の9時～12時、13時～17時とします。

※事業申請書の様式は、財団のホームページからダウンロードできます。

<http://kyoto-koyop.jp/support/2017senmonka/>

7 事業採択

事業申請書の内容や申請者へのヒアリング、現地調査等をもとに、次の観点から総合的に審査・評価した上で、予算の範囲内で採択事業を決定します。

<評価基準>①雇用創出の可能性 ②事業の実現性 ③事業の成長性

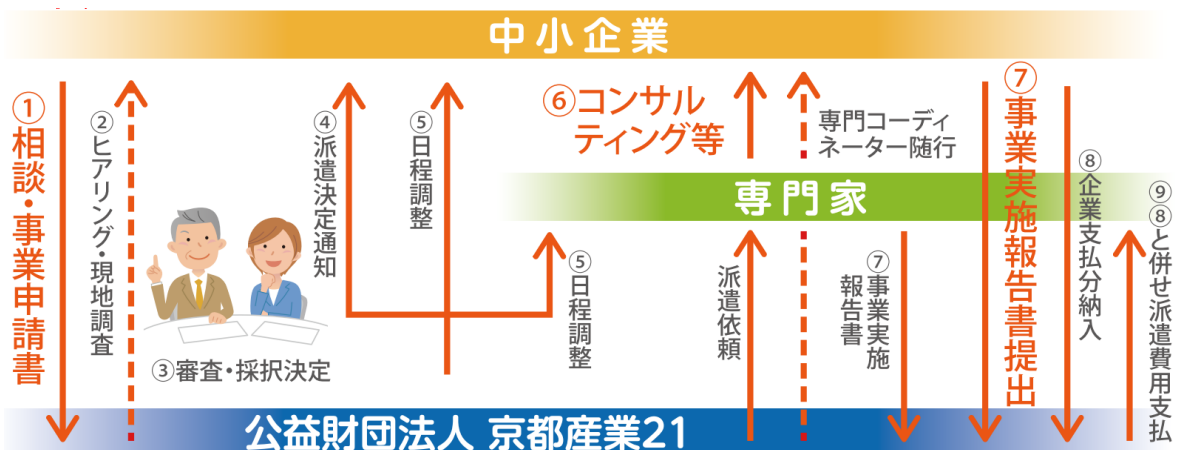
※審査の途中経過及び審査結果についてのお問い合わせには一切応じられませんので、あらかじめご承知ください。

※事業終了後に、「事業実施報告書」（様式2及び様式3）を提出していただき、雇用創出目標（正規雇用者）の達成状況等を報告していただきます。

※なお、本事業は、予算の範囲内で採択事業を決定するため、採択されることになった場合においても、申請された内容の全てに応じられない場合があります。

※経営革新計画の承認や京都府の元気印中小企業認定制度、京都市のオスカー認定制度やベンチャー企業目利き委員会Aランク認定制度等に基づく事業を行うものを優先します。

8 手続きの流れ



9 その他留意事項

本事業の実施に当たっては、専門コーディネータによる指導、助言等を併せて受けていただきます。

(別記1)

「次世代ものづくり産業分野」とは

支援対象業種は、2分野1機能に関連して、以下の23業種としますが、これら業種の中で、持続性のある高付加価値事業に積極的に取り組む企業を主な支援対象とします。

「2分野1機能」とは

I 「スマートシティ京都」分野

(「IoT/IE」、「エコ・エネルギー」、「ライフサイエンス」)

II 「クール京都」分野

(「クロスメディア・コンテンツ」、「京の食」、「海外試作・開発試作」、「新文化産業」)

III 「基盤機能」

(「未来志向型経営人材育成」、「京都版エコノミック・ガーデニング」、「事業継続・創生支援」、「アライアンス」、「オープンイノベーション」、「北京都産学連携事業化」、「けいはんな分野融合・販路開拓」、「ものづくり産業人材確保・定着」、「全員参加型」イノベーション創造支援、「高度分析試験機器利用促進・人材育成」)

「対象23業種」とは

| | | | |
|----------------|-------------------|------------------|----------------------|
| 09 食料品製造業 | 10 飲料・たばこ・飼料製造業 | 11 繊維工業 | 12 木材・木製品製造業 |
| 13 家具・装備品製造業 | 14 パルプ・紙・紙加工品製造業 | 15 印刷・同関連業 | 16 化学工業 |
| 18 プラスチック製品製造業 | 19 ゴム製品製造業 | 21 窯業・土石製品製造業 | 24 金属製品製造業 |
| 25 はん用機械器具製造業 | 26 生産用機械器具製造業 | 27 業務用機械器具製造業 | 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業 |
| 29 電気機械器具製造業 | 30 情報通信機械器具製造業 | 31 輸送用機械器具製造業 | 32 その他の製造業 |
| 39 情報サービス業 | 40 インターネット附随サービス業 | 41 映像・音声・文字情報制作業 | |

(別記2)

対象者のその他の要件

■ 次の全ての要件を満たすことが必要です。

- ア 法定の会計関係帳簿類及び労働関係帳簿類が整備されていること
- イ 雇用保険及び社会保険適用事業所の事業主であること
- ウ 労働関係法令の違反により労働行政機関等から指導等を受けていないこと
- エ 京都府税、市町村民税、消費税又は地方消費税、労働保険料等の滞納がないこと

■次の項目に該当する中小企業者は除きます。

ア 発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が同一の大企業の所有に属している法人

イ 発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上が複数の大企業の所有に属している法人

ただし、以下に該当する者はこの限りではありません。

(ア) 中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社

(イ) 廃止前の中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法に規定する指定支援機関(公益財団法人京都産業21等)と基本約定書を締結した者(特定VC)

(ウ) 投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合

■次のいずれかに該当するときは対象となりません。

ア 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号(以下「暴力団対策法」という。))第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が(ア)から(オ)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 対象事業者が、(ア)から(オ)までのいずれかに該当する者を資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合((カ)の場合を除く。)に、財団が対象事業者に対して当該契約の解除を求め、対象事業者がこれに従わなかったとき。

ク 本事業の対象となる高度専門家派遣について、国や京都府等から同種の他の補助金等の交付を受けているとき。

ケ 法令及び条例等の規定に違反していると認められるとき。